



滑川市告示第29号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による非補助ほ場整備事業大浦地区の換地処分の告示があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年12月22日

滑川市長 中屋 一 博



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字	地番
滑川市	大浦	日暮ラシ	37、50

上記の区域内にある国有地の全部を含む。